

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

2 内容

目標1： 平成25年4月1日までに、子が3歳に達するまでの育児休業制度を導入する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員の具体的なニーズの把握、制度の検討
- ・平成25年4月 制度の導入
- ・平成25年4月～ 定例役員・部長会、事業部定例会等による社員への周知

目標2： 平成24年4月1日までに、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が希望する場合は、所定外労働の免除できる制度を導入する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員の具体的なニーズの把握、制度の検討
- ・平成24年4月 制度の導入
- ・平成24年4月～ 定例役員・部長会、事業部定例会等による社員への周知

目標3： 平成24年4月1日までに、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員が希望する場合に、利用できる始業・終業時刻を繰上げ・繰下げる制度を導入する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員の具体的なニーズの把握、制度の検討
- ・平成24年4月 制度の導入
- ・平成24年4月～ 定例役員・部長会、事業部定例会等による社員への周知

目標4： 平成24年4月1日までに、子の看護休暇制度について、時間単位での取得可能な制度とし、また、有給休暇制度として導入する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員の具体的なニーズの把握、制度の検討
- ・平成24年4月 制度の導入
- ・平成24年4月～ 定例役員・部長会、事業部定例会等による社員への周知

目標5： 平成24年3月31日までに、時間外労働時間を、前年度（22年度）比10%削減する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員個々の月ごとの時間外労働時間状況を集計し、目標達成のため現状認識と進捗管理を行い、また、その問題点・課題について把握する。
- ・平成23年9月 総務部、事業部ごとに、目標達成率の集計と時間外労働の削減のための対策について検討する。
- ・平成23年10月～ 時間外労働の状況と削減対策について、随時、定例役員・部長会に報告し、必要に応じ、時間外労働削減対策について検討し、取り組む。
- ・平成24年1月 前年までの集計結果と、各部門における業務量、内容を点検し、目標の達成状況と要因分析を行う。その結果、管理職による一層の指導、啓蒙を図る。
- ・平成24年3月 目標達成の見込とその結果（見込）について分析し、次年度以降の目標設定を行う。

目標6： 平成25年4月1日までに、嘱託社員（1年以上雇用の場合）の育児・介護休業に係る諸制度の適用について検討し、制度として導入する。

[対策]

- ・平成23年4月～ 社員の具体的なニーズの把握、制度の検討
- ・平成24年4月 制度の一部導入
- ・平成24年4月～ 定例役員・部長会、事業部定例会等による社員への周知。未実施の制度について、導入検討
- ・平成25年4月 制度の導入、社員への周知